

◎新潟県訓令第9号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第2</b> （第68条関係）		<b>別表第2</b> （第68条関係）	
記 号	課 名	記 号	課 名
(略)		(略)	
<u>こ</u>	<u>こども家庭課</u>	<u>子</u>	<u>子ども家庭課</u>
(略)		(略)	
<b>別表第3</b> （第68条関係）		<b>別表第3</b> （第68条関係）	
記 号	所の名称	記 号	所の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<u>愛 鳥</u>	<u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<u>コロニー</u>	<u>コロニーにいがた白岩の里</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>女 相</u>	<u>女性相談支援センター</u>	<u>女 相</u>	<u>女性福祉相談所</u>
<u>女 自</u>	(略)	<u>婦 保</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
注 1・2 (略)		注 1・2 (略)	
3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号は、次によること。 ア (略) イ 佐振地港の記号を使用する課 <u>業務・空港用地課</u> 、 <u>港湾課</u> 及び <u>漁港課</u>		3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号は、次によること。 ア (略) イ 佐振地港の記号を使用する課 <u>港湾空港業務課</u> 、 <u>空港用地課</u> 、 <u>港湾課</u> 及び <u>漁港課</u>	